

平成29年6月21日

各 都 道 府 県 知 事 殿  
各都道府県選挙管理委員会委員長

総 務 大 臣

公職選挙法の一部を改正する法律の施行について（通知）

第193回国会において成立をみた公職選挙法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、平成29年法律第66号をもって、本日公布されました。

今回の公職選挙法の改正は都道府県又は市の議会の議員の選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、候補者が選挙運動のためのビラを頒布することができることとすること等を目的として行われました。

貴職におかれましては、今回の施行に係る改正法を十分御理解されるとともに、改正法による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）の運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

なお、改正法の施行に伴い、公職選挙法施行令等について所要の改正を行うこととしており、その内容については、別途通知する予定です。

記

第1 都道府県又は市の議会の議員の選挙におけるビラの頒布に関する事項

1 都道府県又は市の議会の議員の選挙において、選挙運動のために使用する次のビラを頒布することができるものとされたこと（新法第142条第1項関係）。

(1) 都道府県の議会の議員の選挙にあつては、候補者1人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 1万6千枚

- (2) 指定都市の議会の議員の選挙にあつては、候補者1人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 8千枚
  - (3) 指定都市以外の市の議会の議員の選挙にあつては、候補者1人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 4千枚
- 2 都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、市の議会の議員の選挙については市は、それぞれ、条例で定めるところにより、1のビラの作成について、無料とすることができるものとされたこと（新法第142条第11項関係）。

## 第2 施行期日等

- 1 改正法は、平成31年3月1日から施行するものとされたこと（改正法附則第1項関係）。
- 2 新法の規定は、改正法の施行の日以後その期日を告示される都道府県又は市（指定都市を含む。以下同じ。）の議会の議員の選挙について適用し、改正法の施行の日の前日までにその期日を告示された都道府県又は市の議会の議員の選挙については、なお従前の例によるものとされたこと（改正法附則第2項関係）。